

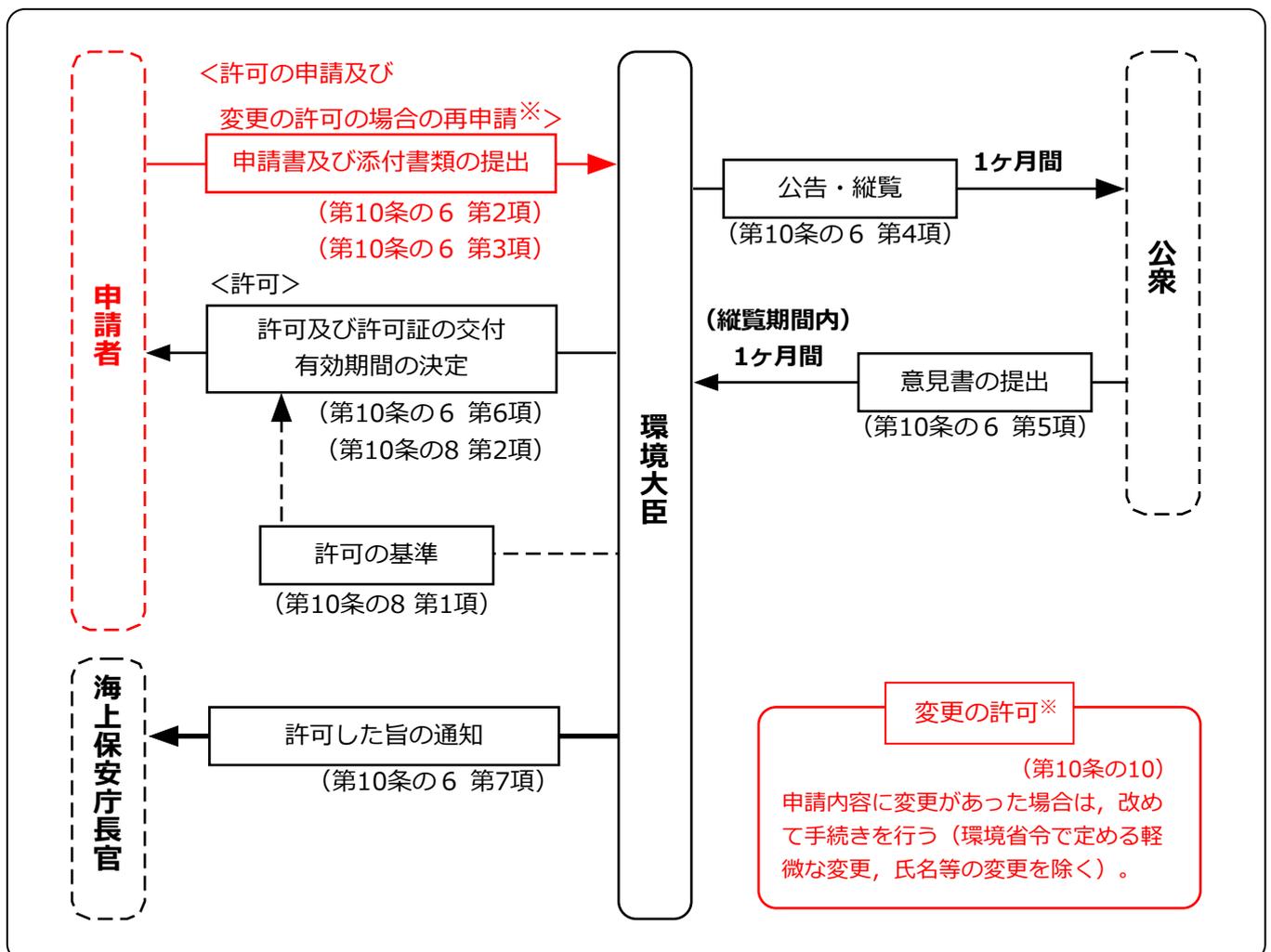
浚渫土砂・焼酎蒸留粕等の海洋処分の許可申請に必要な調査，分析，申請書の作成を行なっています

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が改正され，平成19年4月1日以降，浚渫土砂・焼酎蒸留粕等の廃棄物を海洋投入処分する場合には，事前に環境大臣の許可を得ることが必要となりました。許可申請書には，「海洋投入処分する廃棄物の種類」「実施計画」「監視計画」のほか，「海洋投入処分以外に適切な処分方法がないことの説明書」「海洋環境に及ぼす影響についての事前評価書」が必要となります。

このうち，事前評価は，処分量の規模や影響の程度によって，初期的評価（文献による現況把握・簡易予測）と包括的評価（現地調査による現況把握・詳細予測）のいずれかを行なうこととなっています。

協会では，これまで浚渫土砂や焼酎蒸留粕等の海洋投入処分について，廃棄物の分析から申請書の作成まで行なっており，申請手続き全般について適切にサポートいたします。

海洋投入処分の許可申請の手続きについて



資料：「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改定案）」（国土交通省港湾局）